ＪＩＣＡ環境社会配慮助言委員会　第 23 回全体会合

2012 年 4 月 9 日（月）15:30～18:30

ＪＩＣＡ研究所　2 階 大会議室

議事次第

1. 開会

2-1．案件概要説明（ワーキンググループ会合対象案件）

(1) **ベトナム国ビエンホア～ブンタウ高速道事業協力準備調査**(PPP)**スコーピング案**
(5 月 14 日(月))

2-2．上記案件および案件概要説明済み等の WG スケジュール確認（別紙 1 参照）

(1) **カンボジア国シハヌークビル港競争力強化調査プロジェクト（開調）** DFR(5 月 7 日(月))
(2) **フィリピン国** CALAX DFR(5 月 14 日(月))
(3) **ベトナム国ビエンホア～ブンタウ高速道事業協力準備調査**(PPP)**スコーピング案**
(5 月 14 日(月))
(4) **インドネシア国クリーンコールテクノロジー（**CCT）**導入促進プロジェクト（高効率石炭火力発電設備導入促進）** DFR(5 月 25 日(金))

3. 助言対応結果報告

(1) **エジプト　カイロ地下鉄** 4 **号線整備事業　（有償）環境レビュー（**2010 **年** 10 **月** 13 **日（水））**
(2) **フィリピン　中部ルソン接続高速道路建設事業；**CLLEX **（有償）環境レビュー（**2011 **年** 10 **月** 21 **日（金））**
(3) **フィリピン　パッシグ－マリキナ川河川改修事業III（有償）環境レビュー（**2011 **年** 9 **月** 12 **日（月））**

3. ワーキンググループ会合報告および助言文書確定

(1) **ネパール国全国貯水式水力発電所マスタープラン調査（開発計画調査型技術協力）スコーピング案**(3 月 19 日(月))
(2) **ベトナム国オモン** 3 **コンバインドサイクル発電所建設事業** DFR (3 月 23 日(金))

4. その他

5. 今後の会合スケジュール確認他

・次回全体会合（第 24 **回）：**5 月 11 日（金）14:30 **から（於：**JICA **本部）**

6. 閉会

以上

ベトナム社会主義共和国

ビエンホアーブンタウ高速道路事業

(PPPインフラ事業)

～有償資金協力　協力準備調査　スコーピング案～

海外投融資・融資事業

2012年4月　民間連携室

内容

1. 事業対象地域図
2. 事業背景
3. 調査概要
4. 調査スケジュール

1.事業対象地域図

ビエンホアーブンタウ高速道路事業

Phase 1

Phase 2

Phase 1:　46.8 km
ビエンホアIC ~ **フーミー** IC,
フーミー IC ~ **国道**51

Phase 2：　31.0 km
フーミー IC ~ **ブンタウ** IC

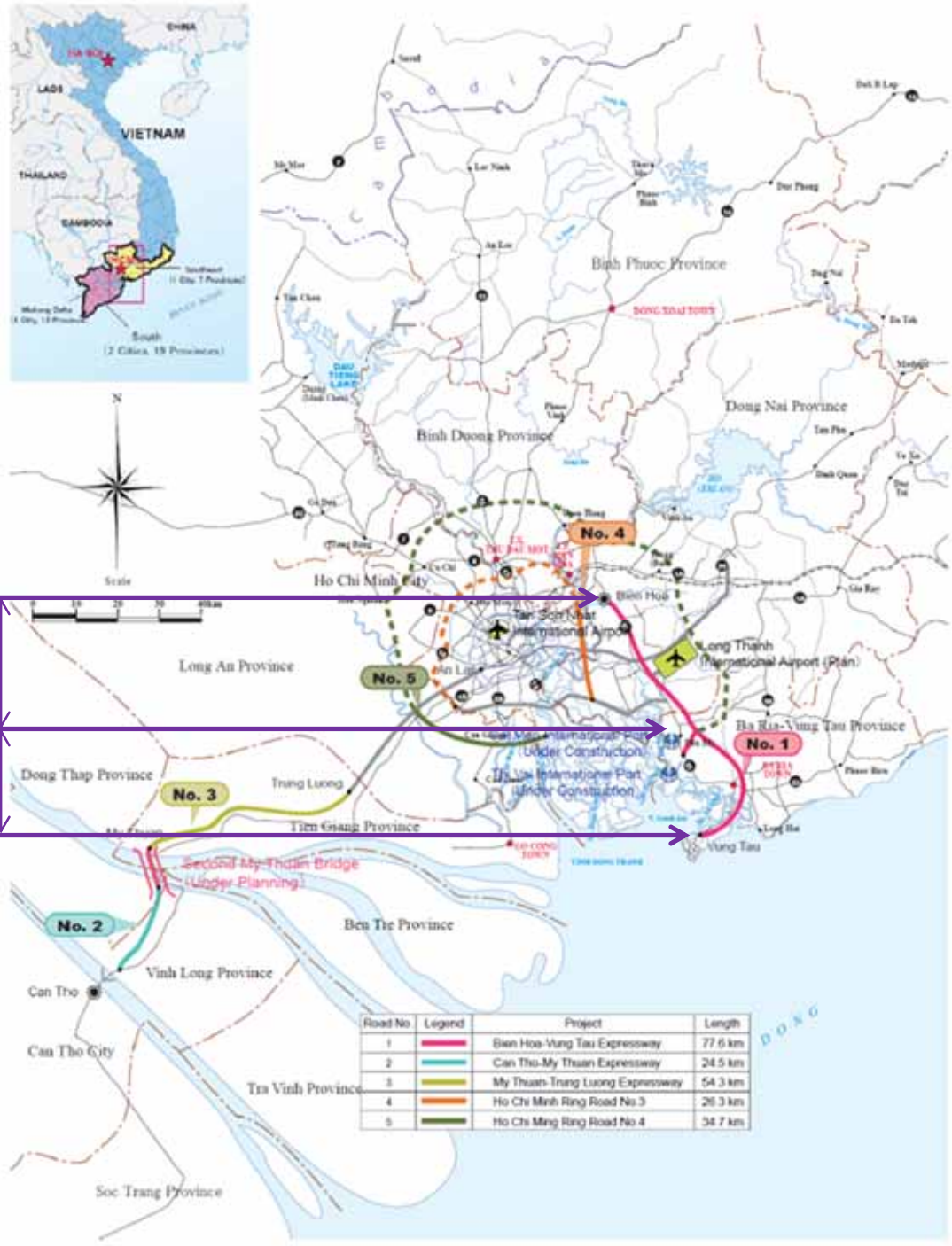

2. 事業背景

ベトナムの経済成長と道路インフラ

- 近年、ベトナムにおける貨物・旅客輸送量が急増。中でも道路輸送は、貨物輸送の72.9%, 旅客輸送全体の91.7% のシェアを占める。
- 他方、財政的制約により需要交通量に応じた道路インフラ整備の進捗が遅延。
- 特に、南部地域はベトナム経済の中心であるホーチミン市と周辺地域の工業化・産業集積が進展し、道路インフラ整備の必要性が大きく拡大。

高速道路整備

- ベトナム政府は、高速道路建設に向けた取り組みを強化。特に、国土を縦断する南北高速道路の建設に注力。
- しかし、南北高速道路網全体に必要な事業費は約 $ 66 Billion と言われ、財政資金・ODA のみでの調達は困難。民間資金の活用が必要。

ビエンホアーブンタウ高速道路

- 南部主要経済圏（SKEZ：国内産業生産高の60%/総生産の40%を占める）の主要地域である、ホーチミンとバリアブンタウ省を結ぶ産業道路。
- 周辺地域において、工業団地群、カイメップーチーバイ港、ロンタイン国際空港（予定）等が立地し、産業集積度が高い。
- ホーチミンーロンタインーゾーザイ高速（建設中）や環状3号線・4号線等と高速道路ネットワークを形成する道路。

3. 調査概要

調査目的：民間投資事業としての事業計画策定

Phase 1：事業計画の策定・事業実施準備

- 事業実施計画の策定
- 事業化・採算性向上のための調査・検討
- 事業採算性の向上を考慮した概略設計の実施
- 環境社会配慮（EIA/RAPの作成支援、用地取得および環境社会モニタリング実施体制への提言） 等

助言対象

Phase 2：事業化に向けた検討

- 既存資料の収集・整理
- 環境社会配慮（今後のEIA/RAP作成調査に向けた準備）

環境カテゴリ

- カテゴリ分類：A （国際協力機構環境社会配慮ガイドライン）
- カテゴリ分類の根拠：ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター（道路）のうち、大規模なものに該当するため。

4. 調査スケジュール

事業実施スケジュール

Phase 1

2012年第1四半期 ~ 2013年第1四半期：PPPFS

2013年第2四半期 ~ 2016年第4四半期：詳細設計・建設

2017年第1四半期 ~ ：供与開始

Phase 2 （目標）

2019年第1四半期 ~ ：供与開始

助言対象：スコーピング案 / WG開催日：5月14日 (月)

国際協力機構
中東･欧州部中東第１課
2012 年 4 月 9 日

環境レビュー（助言対応結果）

国名：エジプト
案件名：カイロ地下鉄 4 号線整備事業
適用ガイドライン：「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）
要請受領日：2010 年 9 月 26 日
審査月：2010 年 12 月
借款契約締結月：2012 年 3 月

助言委員会からの助言	助言対応結果（審査後）
環境影響（工事中）	
1 有害廃棄物が発生した場合の処理方法や廃棄先について、現場の目視を含めた確認を行うこと。	本事業に伴い、有害廃棄物は発生しない計画であるが、実施機関への聞き取りにより、有害廃棄物は、専用の処分場に運ばれ、処分されることを確認した。また、建設土砂の廃棄予定地を目視で確認した。
2 地下水浸出等が発生した場合、排水処理をどのように行うのかを明確にすること。また、土砂とともに処理する場合は、建設廃棄物･土砂の処理方法や場所も合わせて確認すること。	▸ TBM から排出された土砂のうち、泥水処理所で分離されたベントナイトは、指定の処分場に運搬され、独立した指定区画に廃棄される。 ▸ 汚泥は水と分離され、再利用が可能なものは、駅舎の埋め戻し等に使われる。再利用不可能な汚泥は、減量と飛散防止のために圧縮され、処分場に廃棄される。 ▸ 排水は、工事現場で処理された後、必要に応じて水質検査を行い、地方自治体の定める方法によって排出する。
3万が一歴史的な埋蔵物等が発見された場合には、計画変更を含めた対応を検討すること。	埋蔵文化財が発見された場合の対応を 3 つのレベルについて検討した。 レベル A: 計画路線を変更し、発掘調査を経て、その場において保存修復に努める。 レベル B: 発掘調査を実施し、記録保存した後、移設する。 レベル C: 発掘調査を実施し、記録保存した後、倉庫に保管する。
環境影響（供用時）	
4 環境影響の評価結果により影響を受けやすい動植物種が指摘されているため、生態系への影響についてはルート上だけでなくその周辺も含めて確認すること。また、モニタリングの必要性についても改めて検討すること。	▸ 協力準備調査では、環境監督官庁への聞き取りや文献のレビューにより、事業対象地が生態系上センシティブな地域に該当しないことを確認している。 ▸ アプレイザル時に現地を視察し、ルート上及びその周辺も含め、建物が立ち並ぶ都市部であり、生態系への影響が懸念されるような場所ではないことを確認した。 ▸ EIA では、供用時の生態系への影響はないとされているものの、供用時の Terrestrial Monitoring（目視による生態系変化の確認）を計画していることから、EIA に記載されている内容を供用時のモニタリング計画に含めた。
5 振動を工事中のみに限定していることの妥当性について改めて検討し、必要に応じて騒音と同様の対応とするような措置を取ること。	▸ EIA では供用時の振動影響はほとんどないとしている。 ▸ 日本国内での一般的な経験値に基づくトンネル内列車走行振動の地表面への簡易影響評価式によれば、トンネルからの距離が 15m以上では時速 80km/h 走行時で 60dB 程度以下と予測されており、これに基づけは、本事業（トンネルからの距離 20m以上、都心部走行速度 70km/h 以下）では、列車走行時の地表面での振動は、55dB（人体に感じないが震度計に記録される程度）を下回ると予測される。従って、供用時の振動影響は限定的と判断される。 ▸ ただし、EIA では、ベースライン値測定時に最も高い値が計測された El Malek El Saleh 区間での供用時のモニタリング実施が強く推奨され

<table>
<tr><td></td><td>ていることから、供用時の振動モニタリングをモニタリング計画に含めた。</td></tr>
<tr><td>6 資機材調達先への環境影響・建設廃棄物の処理・苦情等について、1～3号線の経験を確認し、本事業に反映させることが望ましいこと。</td><td>〔1～3 号線の経験〕
▸ 実施機関への聞き取りによると、1～3 号線の骨材は、エジプト国内の複数個所より調達し、品質の確認は行ったが、環境影響の確認は行っていないとのこと。
▸ 実施機関は、許可を得た処理業者に廃棄物を引き渡すところまで管轄しているが、それ以降の詳細は把握していないとの事であった。
▸ 1～3 号線で環境に関する苦情は寄せられていないとの事。用地取得・移転関連では、事業着工後に住民が立てたフェンスについての補償を求める苦情が申し立てられた。裁判所の指示に従い、対応された。
〔本事業への反映〕
▸ 本事業では、EIA の環境管理計画に基づき、建設廃棄物の処理が行われる。
▸ 本事業では、実施機関の環境部署に苦情受付窓口を設置し対応する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境影響（モーダルシフトによる影響緩和）</td></tr>
<tr><td>7 本事業が供用されることによる、カイロ市内の交通渋滞緩和、道路依存率低減といった効果が予測されている場合には、それによる供用後の予測される環境影響(CO2 発生量と大気汚染)削減効果を明記し、定量的な値やその算出根拠も付記することが望ましいこと。</td><td>本事業を実施した場合、実施しなかった場合に比べて、2020 年時で 642 トン、2050 年時では 2,517 トン、NOx、SO2 等の大気汚染物質が削減されると試算されている。</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境モニタリング</td></tr>
<tr><td>8 供用後の地下水位モニタリングの実施期間が工事完了から 3 ヶ月間であることについて、異常が発生した場合のことを考慮して期間の延長を検討すること。</td><td>供用時の地下水位モニタリング継続期間を最低 6 ヶ月間に延長した。なお、6 ヶ月間のうちに、地下水面が安定しなかった場合には、モニタリングを継続することとした。</td></tr>
<tr><td>9 大気、騒音、地下水位等のモニタリング計画について、監視（測定）の頻度及び期間を明記すること。</td><td>下記の情報をモニタリング計画に追記した。
<table>
<tr><td></td><td>工事中</td><td>供与時</td><td>継続期間</td></tr>
<tr><td>大気</td><td>毎月</td><td>毎月</td><td>供用後 6 ヶ月</td></tr>
<tr><td>騒音</td><td>毎月</td><td>毎月</td><td>供用後 6 ヶ月</td></tr>
<tr><td>地下水</td><td colspan="3">毎月（該当区間の工事完了後最低 6 ヶ月間継続。6 ヶ月を経ても地下水面が安定しない場合には、モニタリングを継続）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>10 気温、廃棄物、労働安全・衛生における定期的なモニタリング結果の事業の運営維持管理への反映方法を明確にすること。</td><td>本事業の運営維持管理は、実施機関または実施機関の監督官庁(運輸省)から外部機関に委託される予定である。同機関は、事業実施機関の監督の下、モニタリングを実施し、問題が生じた場合には、必要に応じて実施機関と協議の上対応を検討することになる。</td></tr>
<tr><td>11 モニタリング計画の一部の項目において実施機関が不明確な場合があるので、可能な限り特定に努めること。</td><td>モニタリング計画の実施機関が不明確となっていた項目については、供用時の環境モニタリングは実施機関の監督の下、運営維持管理を委託された外部機関が実施することを確認した。</td></tr>
<tr><td>12 モニタリング結果の公開方法について、どのような形式が可能かを確認すること。</td><td>モニタリング結果は、JICA ウェブサイト及び実施機関で公開する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">用地取得・住民移転・ステークホルダー協議</td></tr>
<tr><td>13 今後提示される移転政策の枠組み（Resettlement Policy Framework: RPF）に関して、これまでの方針からの変更点の有無を確認することを、環境レビュー方針の要確認事項に明記すること。</td><td>助言委員会配布資料と最終版の RPF ドラフトの変更点も含め、最終版の RPF ドラフトをレビューした。主要な変更点は、予算、実施体制、極貧層への支援、補償範囲等についての明確化である。確認事項は下記 14～19 のとおりです。</td></tr>
<tr><td>14 用地取得・住民移転に係る Ministerial Decree 発出後、可能な限り早い段階で、立ち退き対象の全ての人々に対し、立ち退き対象</td><td>左記のとおり、実施機関と合意した。</td></tr>
</table>

であること及び補償の方法等について説明すること。	
15 2010 年 10 月開催の協議の内容を RPF に適切に反映し、影響住民の間で本プロジェクトに対する意向を丁寧に把握すること。	▸ 2010 年 10 月に開催された協議では、NGO や国会議員等の参加者と質疑応答が行われた。質問にはその場で回答され、特に RPF の修正を要するようなコメントは出されていない。 ▸ 用地取得にかかる首相令発出後に改めて住民意見を聴取し、更新版 RPF に反映させることを実施機関と合意済み。
16 補足調査に示されている Entitlement Matrix において、実施担当者が不明な箇所を、明確にすること。	RPFが修正されている（全ての項目について実施担当者が記載されている）ことを確認した。
17 極貧層（Very Poor）への対応については、正規居住者のみを対象にしているようにも読めるため、非正規居住者と同定された者に対しても同様の措置を取ることを確認すること。また、これらの層への特別な支援の具体的な内容を明確にすること。	▸ 極貧層への支援は、土地や構造物への法的な所有権の有無に関わらず提供することを確認した。 ▸ 極貧層への支援として、本事業による雇用およびそのための職業訓練等が行われることを確認した。
18 補償や支援の内容が、JICA ガイドラインと整合するものとなるよう、評価委員会（Assessment Committee）のメンバー構成や運営方法を含めた実施体制等について確認すること。	Assessment Committee の構成は現地法で定められている。 JICA ガイドラインに沿った補償・支援の内容を確保するため、Assessment Committee が実施する現地法に基づく査定の他に、実施機関による再取得費用に基づく査定が行われ、前者より後者の額が高い場合には、実施機関によって差額分が支払われることを確認した。
19 RPF 実施のための具体的な予算規模に関する情報が一部不明確であるため、可能な限り明確にしたうえで、費用負担の方法について確認すること。	用地取得・住民移転関連費用の総額と内訳、及び費用は全て実施機関が負担することを確認した。
20 EIA レポートは、ステークホルダー、特に地元住民がアクセスしやすい場所で公開すること。	EIA レポートは実施機関で公開される。実施機関は地下鉄 1 号線と 2 号線が交差する地点にあり、かつ事業対象地から車で 20～40 分程度の場所にあることから、地元住民がアクセスしやすい場所であると考えられる。 また、実施機関は事業対象地の北側に位置するが、事業対象地の南側に位置する環境監督官庁及びその支部でも、EIA レポートが公開される予定である。
苦情処理	
21 苦情処理の実施体制や運用方法について、より具体化すること。特に、補償／支援の支払い後も対応できるような枠組みを提示するとともに、正規居住者や事業者への補償のみならず、非正規の居住者や事業者への支援に対する苦情も取り扱うこと。	事業実施期間中は実施機関の環境部署が苦情窓口となり、補償／支援の提供後も対応できる枠組みとなっている。 また、苦情は影響を受ける資産に対する所有権の有無に関わらず、無償で受け付けることを確認した。

2012 年 4 月 9 日

フィリピン 中部ルソン接続高速道路建設事業
(環境レビュー(有償))
助言対応結果

助言	助言対応結果
全般的事項について	
1. 道路建設による農地喪失については、国家および州の農業政策との整合性（国家、州）を再度確認すること。	・ Philippine Development Plan (2011-2016) の第４章（農業政策）によると、農地の転換に関する法制度が過去 20 年間議論されているものの、いまだ法律の制定に至っていない。 ・ 他方、Central Luzon Regional Development Plan（2011～2016）は、中部ルソン地域を産業拠点との位置づけに加え、マニラ首都圏に供給する農産物の生産拠点とも位置付けており、マーケットへのアクセス改善の必要性を挙げている。国家経済開発庁(NEDA)では、本事業の用地取得による農地喪失はあるものの、農産物の輸送改善により、同地域の農業セクターに与える効果は大きいと評価している。
公害関連について	
2. 公害関連の緩和策については、供用後、相当期間のモニタリングを行い、必要に応じて対策を講じるよう実施機関（公共事業道路省: DPWH）に申し入れること。	・ DPWH に継続的なモニタリングについて申し入れたところ、既に以下のモニタリング・システムが DPWH を中心として存在することを確認した。 ① DPWH による自己モニタリング(Self-monitoring) ② 地方自治体等との合同モニタリング (Multi-partite monitoring) ③ 環境天然資源省（DENR）による外部監査 (External Environmental Audit) 本事業については、建設中は上記①②がモニタリングの主体となるが、供用時は、営業権保有者（Concessionaire）が担当する。ただし、上記③は建設中、供用時にかかわらず随時、DENR が環境監査を行う権利を有している。 ・ DPWH からは、DENR に対して随時公害関連の情報を提供する旨、本審査中に確認を得た。 ・ 上記により、公害緩和について、DPWH を中心とした既存のシステムに、継続的なモニタリングが組み込まれていることを確認済。
3. 詳細設計時に造成土の掘削及び盛土等道路建設に係る建設資材のインアウトフローを検討し、必要な対策を工事特記仕様書に規定するよう DPWH に確認すること。	・ DPWH 側で、建設資材のインアウトフローを示すマス・ダイヤグラムを作成し、それをコンサルタントがレビューすることで合意。同レビューと必要な対策の検討につき、詳細設計コンサルタントの TOR に含めることを DPWH に確認済。
自然環境について	
4. 農地の喪失に伴う自然環境や生物多様性等の諸機能の喪失の可能性について、DPWH に説明した上で、長期のモニタリングなどの対策を講じるよう、DPWH を通じ環境天然資源省（DENR）等と協議し、申し入れること。	・ 農地の喪失に伴う自然環境や生物多様性等の諸機能の喪失の可能性については、DPWH に申し入れを行い、随時モニタリングを行う旨理解を得られている。なお、助言 2 に回答したとおり、DPWH は確立したモニタリング・システムを有しており、DENR による外部監査もその仕組みに取り込まれている。
5. スプロール的な開発の抑制に向けて、DPWH を通じて、土地利用規制条例の遵守に関する長期モニタリング計画を Region III Regional Development	・ 土地利用は、各自治体が定める Comprehensive Land Use Plan に拠っており、同 Plan は DPWH 等の中央省庁がインフラ等のマスタープランを行う機会に随時見直されている。同メカニズムの中で、スプロール的な開発は重点チェックポイントの一つであることを確認

Council に提案すること。	した。したがって、新たなモニタリング計画を導入する必要はない。
6．詳細設計で長期モニタリング計画の必要性と具体案の作成を DPWH と検討、協議すること。	・ 上記（助言 5 の回答）に基づき、詳細設計の TOR には、土地利用モニタリングに係る項目は含めない。
7．詳細設計時に氾濫解析を行い、水害を助長しない設計を行うよう設計仕様書に規定することを、DPWH に確認すること。	・ 詳細設計の TOR に「氾濫解析およびそれに基づく適切な設計」に係る項目を含むことを、DPWH に確認済。
社会環境について	
8．被影響住民のうち移転に同意していない世帯及びまだ協議をしていない世帯が存在するが、これら被影響住民に対しては 11 月上旬実施予定の住民説明会、詳細設計時の調査・協議を通じて具体的影響と補償方法について十分理解を得、被影響住民のニーズを反映した補償方法を検討した後に事業計画を進めることを DPWH に確認すること。その際に、特に以下のグループに留意すること。 (1) 移転反対を表明している住民 (2)リース農民及びテナント農民 (3) 農業用地の被影響住民（TYPE B）でやむなく現金による補償を選択している可能性のある住民、農地の喪失により住宅の移転をせざるを得ない住民 (4) 家屋が影響を受ける農民のうち、特に貧困層	・ 11 月上旬に住民説明会を実施済。補償内容等の説明を行い、同時点では、特段の反対意見は出ていない。今後も、DPWH および自治体は、①住民ニーズの把握と、②住民への十分な情報提供を行っていく旨、確認。 ・ 助言で指摘を受けた留意が必要な４グループについては、特に配慮する方向で DPWH と合意済。具体的には、Entitlement Matrix の拡充を図り、全数調査で被影響住民について詳細を把握する際に、そのような住民が存在した場合は、補償金や代替地提供以外に、生計回復支援を行う予定。
9．移転地において電気や水道等のインフラが整備されることを DPWH に確認すること。	・ 移転地における電気や水道等のインフラ整備に係る予算は DPWH が確保済。整備実施体制については、移転地の自治体および国家住宅庁 (NHA)とも協議を行った上で、役割分担を決めていく。
10．移転が必要となった場合の移転先については、可能な限り住民の意向を確認し、移転後も生計手段やインフラサービスに問題が生じないようモニタリングを行うことを DPWH に提案すること。	・ 移転住民との協議において、住民より立地条件の良い移転地が要望されており、これに沿って移転地が整備予定であることを確認した。 ・ DPWH は、住民移転のモニタリングについて①内部モニタリング、②外部モニタリングの２つのシステムを有している。 ・ ①内部モニタリングでは、補償金支払いの進捗など、用地取得・住民移転実施中のモニタリングが中心である。他方、②外部モニタリングでは、適切な移転の実施を中心に、移転後の生計回復支援策の進捗と回復の度合い、被影響住民の満足度と苦情の有無等について、独立した外部機関がモニタリングを実施し、DPWH に対して提言を行う。DPWH は提言に基づき、必要に応じた改善を行う。 ・ 上記に基づき、追加的なモニタリングを行う特段の必要性は認められない。
11．建設中の既存道路交通への影響に配慮した交通管理計画を詳細設計時に作成すること、及び工事仕様書にその実施を規定することを DPWH に確認すること。	・ 建設中の既存道路交通への影響に配慮した交通管理計画を詳細設計時に作成すること、および工事仕様書にその実施を規定することを DPWH に確認済。

2012 年4 月 9 日

フィリピン　パッシグ-マリキナ川河川改修事業（III）

（環境レビュー（有償））

助言対応結果

助言	助言対応結果
全体事項	
１．非構造物対策、構造物維持管理（MOA）体制整備、洪水対策委員会（FMC）設立等について、スケジュールを含め、本事業との関係を確認すること。	・ 本事業を含むパッシグ・マリキナ川流域の洪水対策に関する関連政府機関の連携を確認するための MOA を締結すること、また、関連機関が参加する協議・モニタリングの場として FMC を設立することを確認した。 ・ なお、FMC の詳細については、フィリピン政府は関連機関と十分な検討・議論を行いたいとの意向であり、詳細設計（D/D）の中で、確実な設立に向けた支援を行うことについて合意した。
２．無秩序な河川内開発への対処及び移転対象者の特定等にかかる、河川境界の明確化の必要性とその対応方針について確認すること。	・ 河川境界の明確化の必要性については、協力準備調査中から実施機関と協議を行ってきており、審査でもその必要性についてあらためて合意した。 ・ また、FMC や本事業における非構造物対策を活用して、関係政府機関や一般に河川開発計画を公開する方針であることを確認した。
環境影響について	
３．工事の石材搬入、土砂移動などに伴う粉塵等の大気汚染等の影響を確認すること。	・ 工事中の大気汚染対策として、散水や機材の定期メンテナンス、工事機材へのフィルター取り付け、土の運搬に使用する車両の被覆等を行うこと、および工事中の大気質モニタリングを実施することについて、実施機関と合意した。
４．廃水や有害物質を含む廃棄物の現在の処理が必ずしも望ましい状態にないことから、これらが整備対象である河川に与える影響を確認すること。	・ 実施機関より、工場廃水等はパッシグ・マリキナ川へ続く排水システムに流れる前に処理されているとの説明を受けた。 ・ 本事業では、詳細設計時に底質に関する追加調査を実施するとともに、工事期間中も浚渫土や事前混合処理による改良土、河川水質についてモニタリングを実施することにつき、実施機関と合意した。
５．「土壌・地下水汚染」については、浚渫物に有害物が混入する可能性があるため、土壌・地下水汚染を防止する施設や処理方法であることを確認し、必要に応じて周辺環境への対策の強化を検討すること。	・ 浚渫土の一部は、汚染物質を内部に閉じ込める効果のある袋に詰められ、本事業に必要な盛土等に利用される。また、その他の浚渫土は、セメントあるいは石灰を混合して有害物質が改良土の外に漏れださないように改良した上で埋め立て処理を行う予定であることを確認した。 ・ また、詳細設計時に詳しく調査・確認を行うこと、施工業者により浚渫前と処理後の浚渫土の検査を行い必要に応じて追加対策を取ること、さらに、埋め立て地の地下水質のモニタリングを行うことについて合意した。
社会影響について	
６．工事によるマリキナ川下流部の歩道利用への影響、河川公園を維持管理用アクセス道路として使用することによる周辺住民への影響を確認すること。	・ マリキナ川下流部のプロムナードは工事期間中の数か月間一時的に閉鎖されるが、住民が歩道として利用可能な代替道路があることを確認した。また、パッシグ川沿いの河川公園を維持管理用アクセス道路として利用するが、予定されている維持管理方法は徒歩による目視であることを確認した。以上より、周辺住民への大きな影響は想定されない。 ・ また、周辺住民を含むステークホルダ協議の場においても、本事業実施にかかる反対意見は出されず、住民から事業へ協力する旨が示されたことを確認した。

環境管理計画について	
７．補足環境影響評価（Supplemental EIS）報告書 6.3 の環境管理計画の項目と 6.2 の対策との対応関係が明確でないため、個々の対策との関係を確認し、必要に応じて補完するようにすること。	・ Supplemental EIS 報告書 6.3 と 6.2 の整合を取る形で環境管理計画を見直し、実施機関と合意した。
８．補足環境影響評価（Supplemental EIS）報告書 7.2「環境モニタリング計画」のうち、5 および 6 の「掘削・浚渫物の発生ならびに処理・再生利用」に関して、今後の方針を確認すること。	・ 上記5．と同じ。
住民移転について	
９．住民移転は、過去の教訓を反映して実施すべきである。住民協議で過去の移転先の不備に関する意見も出ていることから、本事業において、過去に移転させられた住民が現在置かれている状況、生計回復の状況を、ネガティブな情報も含めて確認すること。また、それを踏まえた住民移転計画となっているかどうか確認すること。	・ 実施機関との協議に加え、本事業先行フェーズ（フェーズⅡ）の影響住民を含むパッシグ川再生委員会（PRRC）の事業（ADB 支援）にかかる情報収集を実施。当該事業の移転地には、複数の事業による移転者によって既に大きな住宅街が形成されており、その内部には学校や複数の商店街なども存在することを確認。また、同地では生計回復プログラム等も実施されていることを確認した。 ・ PRRC からはモニタリングの重要性が強調されたところ、本事業の住民移転計画では内部モニタリング及び外部モニタリングの実施が規定され、体制、内容ともに十分なモニタリング計画が策定されていることを確認した。
１０．移転者への生計回復手段及び LGU (Local Government Unit) が実施する移転事業の状況について確認し、移転者が補償オプションを選択するに当たり十分な情報が提供されるようにすること。	・ ご指摘の点について実施機関へ申し入れ、その必要性及び実施につき合意した。
１１．58 世帯の移転について、移転先や条件等の情報を十分に得た上で、移転に係る合意がなされることを確認すること。	・ 上記10．と同じ。
１２．苦情処理を担当する組織の表現が漠然としている感があるため、苦情処理委員会に相当する組織が形成され、被影響住民のメンバーが加わる形となることを確認すること。	・ 各地方自治体（LGU）は Local Inter-Agency Committee（LIAC）を設置しており、LIAC が苦情処理機関として機能していることを確認した。本事業においても LIAC が苦情処理機関の役割を担う。さらに、LIAC には市民団体（People's Organization：PO）が参加しており、被影響住民の多くは PO に所属していることを確認した。
その他	
１３．河川上流部での将来計画（ダム、遊水地など）と本事業との整合性、及び将来計画の実現可能性を確認すること。	・ 本事業は河川上流部での将来計画を含むパッシグ-マリキナ水系全体のマスタープランに位置付けられているものであるため整合性に問題はないこと、また、現在世銀支援で実施中のマニラ首都圏洪水対策マスタープラン見直し調査も、本事業の実施を前提として検討が進められていることを確認した。
１４．流域全体の治水と本事業に関連する課題について、FMC が LIAC (Local Inter-Agency Committee) と連携を行いつつ検討するような体制になることを確認すること。	・ FMC の体制等、詳細については今後 D/D にて検討予定であることを確認。ご指摘の点については実施機関に申し入れた。

国際協力機構（JICA）環境社会配慮助言委員会委員の募集について

（JICA 環境社会配慮ガイドライン）

2008 年 10 月 1 日より、国際協力銀行(JBIC)の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部が、独立行政法人国際協力機構(新 JICA)に承継され、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一体的に実施する体制が構築されました。

2010 年 7 月 1 日より新しい環境社会配慮ガイドラインが施行され、ＪＩＣＡは、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、必要な知見を有する外部専門家からなる環境社会配慮助言委員会を第三者的な機関として常設し、専門的見地からの助言をいただいています。

つきましては、この度、同委員会委員の任期満了に伴い、同ガイドラインに基づき JICA が行う環境社会配慮において、専門的見地から助言を頂ける委員の皆様（以下、環境社会配慮助言委員）を、以下のとおり募集させていただきます。

1. 募集

環境社会配慮助言委員

2. 委員の要件

(1)環境社会配慮に関連する専門分野に対して知見と実務経験を有すること
(2)ＪＩＣＡ事業について、十分な知識を有すること
(3)毎月 2 回程度の会合に参加可能なこと
(4)英語と日本語に堪能なこと（英語と日本語の調査レポートの十分な読解力を有することを含む）
(5)年齢、国籍、性別は問わない

3. 応募・選考の手順

(1)応募者は、所属先の了承を得て、応募用紙（Word　PDF）に記入し、応募用紙を **2012 年 5 月 11 日（金）17:00（必着）までに**、以下のメールアドレスに電子メールで送付下さい。

＜送付先＞
〒102-8012
東京都千代田区二番町 5-25　二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構　審査部環境社会配慮審査課
ＴＥＬ：03-5226-8190　　FAX：03-5226-6371
メールアドレス：erte1@jica.go.jp

(2)ＪＩＣＡは書類および必要に応じ面接による選考を行います。

4. 委員の任期

委嘱日から 2 年間

5. 業務内容

カテゴリ A 案件及びカテゴリ B 案件のうち必要な案件について、以下の業務を行う。
(1)協力準備調査に対して助言を行う。
(2)環境レビュー段階及びモニタリング段階において、報告を受け、必要に応じて助言を行う。
(3)開発計画調査型技術協力に対して、本格調査段階において助言を行う。
(4)緊急時の措置に対して、早期の段階において、カテゴリ分類、緊急の判断及び実施する手続きの報告を受け、JICA から求められた場合には助言を行う。

6. 処遇

JICA の規定により謝金と旅費を支給します。

7. 個人情報の取り扱いについて

(1)個人情報の取扱目的

当方が収集した応募者の個人情報は、環境社会配慮助言委員会委員の選考のために利用させていただきます。ご本人の承諾なしで個人情報を他の目的に利用することはありません。

(2)個人情報の管理

当方は、収集した応募者の個人情報を、責任を持って適切に管理します。なお、応募書類のご返却は致しておりませんので、ご了承ください。

本件に関するお問い合わせ先

独立行政法人国際協力機構
審査部環境社会配慮審査課
電話：03-5226-8190(担当：青木)